

青色回転灯車両による防犯パトロールについて（通称「青パト」）

～青い光で安全なまちを～

一般の車に回転灯を装備することは法令上禁止されていますが、一定の条件を満たす団体には、防犯パトロールとして使用する際に青色回転灯を装備することができます。

青色の回転灯は、犯罪を行おうとする者には抑止力を、そして地域住民には安心感を与えます。

- 青色回転灯を装備するには
申請は、所轄警察署生活安全課を経由して、警察本部長に対し行います。
申請書類は、証明申請書のほか、自動車検査証の写し、青色回転灯の光度が分かる資料等の添付が必要です。
- 申請できる団体
 - ・ 県、市町村
 - ・ 知事、警察本部長、警察署長、市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体等
 - ・ 地域安全活動を目的として設立された公益法人、NPO法人又は市町村長の認可を受けた地縁団体（自治会等）
 - ・ 上記のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- 申請後の流れ
警察における審査後、「証明書」「標章」「パトロール実施者証」が交付されます。
証明書を受領したら、15日以内に自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」と記載を受ける必要があります。
岩手運輸支局又は軽自動車検査協会岩手事務所において、手続をしてください。
- 注意事項
 - ・ 防犯パトロール実施時以外は、回転灯を点灯させることはできません。
 - ・ 回転灯を点灯させて行う防犯パトロールは、原則として申請したパトロール活動地域に限られます。
 - ・ 警察署で行う「青色防犯パトロール講習」を受講する必要があります。

～詳細は、所轄警察署の生活安全課にお問い合わせください～